

住宅用火災警報器

購入費を補助します


住宅用火災警報器設置の推進を図り、火災の早期発見によって
村民の皆様の生命・財産を守る
ため、住宅用火災警報器の購入者に補助金を交付します。



住宅用火災警報器
設置率 **100%**へ

もっと あんしん
連 動 型

◎ 天栄村住宅用火災警報器設置補助金 ◎

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 次の①と②どちらも満たす方①天栄村に住所がある方②自己所有の住宅に居住する方 <p>※以下の方は補助金交付の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 借家に居住する方・ 天栄村住宅用火災警報器設置補助金をうけてから10年経たない方
補助対象 火災警報器	<ul style="list-style-type: none">・ 法令等による規格に適合し、日本消防協会が検定を行い、 本体に「検定合格」  の表示がなされているもの・ 購入日から6ヵ月以内に補助金交付申請がされたもの
補助金の額	購入価格の2分の1の額で、自己所有住宅1棟につき上限20,000円 ※「75歳以上の者のみの世帯」には、無償で提供 ※新規設置のほか更新設置も補助対象
申請手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 事前申込を電話等で行ってから、申請書に次の①と②を添付して、役場総務課まで申請・請求①品質や規格が分かる書類と、購入額が分かる領収書や販売証明書②火災警報器の取付状況が分かる写真 <p>(※申請書は役場総務課・湯本支所、村ホームページにあります)</p>
お問合せ	天栄村役場 総務課 電話 0248-82-2111

住宅用火災警報器を取り付ける場所は？

◎取り付けなければならない場所【義務】

- ・ 寝室（寝室として使用している部屋全て）・・・煙式
- ・ 2階以上の階に寝室がある場合は、寝室のある階の階段天井・・・煙式

○取り付けることが望ましい場所【推奨】

- ・ 台所、居室・・・煙式または熱式

住宅用火災警報器「取り付け支援サービス」のご案内

住宅用火災警報器の取り付けが困難な世帯を対象に
「取り付け支援サービス」があります。

対象世帯

須賀川市、天栄村、鏡石町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町に居住する世帯のうち、65歳以上の者のみで構成する世帯、もしくは身体に障害がある等により、住宅用火災警報器の取り付けが困難である世帯

申込み方法

住宅用火災警報器販売店に設置された、または須賀川地方広域消防組合のホームページよりダウンロードした申込書に必要事項を記入し、最寄りの消防署へ直接お持ちいただくか、郵送またはファックスにてお申し込みください。

支援にあたってのお願い

- ・ 取り付けができる住宅用火災警報器は、自らが購入した、電池式のものに限りません。
- ・ 取り付けの際には必ず立会いをお願いします。（代理人でも可）

※詳しくは、消防本部予防課、または最寄りの消防署までご相談ください。

問合せ先	須賀川地方広域消防本部 予防課	TEL 0248 (76) 3114
	須賀川消防署長沼分署	TEL 0248 (67) 3303
	須賀川消防署長沼分署湯本分遣所	TEL 0248 (84) 2112